

本校では、一人一人の実態把握、本人、保護者の願に基づいて、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、一人一人の特性に応じた環境の整備に努め、個に応じた支援を進めております。その中の「個別の教育支援計画」が来年度より新しい書式になります。合理的配慮が必要な場合は記入していくことになりますので、配慮が必要な場合がございましたら、個人懇談等で担任までお申し出ください。

なお、今回は合理的配慮とはどういうものか、本校の合理的配慮提供プロセスなどについて御紹介させていただきます。

## 学校における合理的配慮とは

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

文部科学省(2012)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)より抜粋

## 特別支援学校において

児童生徒が自らの効果的な合理的配慮について理解し、意思の表明をできるようにしていくことは大切なことです。

# 本校の合理的配慮提供プロセスについて

## ①《意思の表明》

保護者から学級担任・特別支援教育コーディネーターに申し出てください。  
\*学校が気づいて本人や保護者に確認した場合も含まれます。



## ②《調 整》

学級担任を中心に合意形成に向け本人・保護者と話し合います。  
\*学部会での共通理解をし、必要な場合は学校教育支援委員会で組織的に対応します。



## ③《決 定》

決定事項を個別の教育支援計画に記入します。



## ④《提 供》

決定した合理的配慮を提供します。



## ⑤《評 価》

定期的に評価をします。



## ⑥《見 直 し》

児童生徒や環境に合わせて見直します。